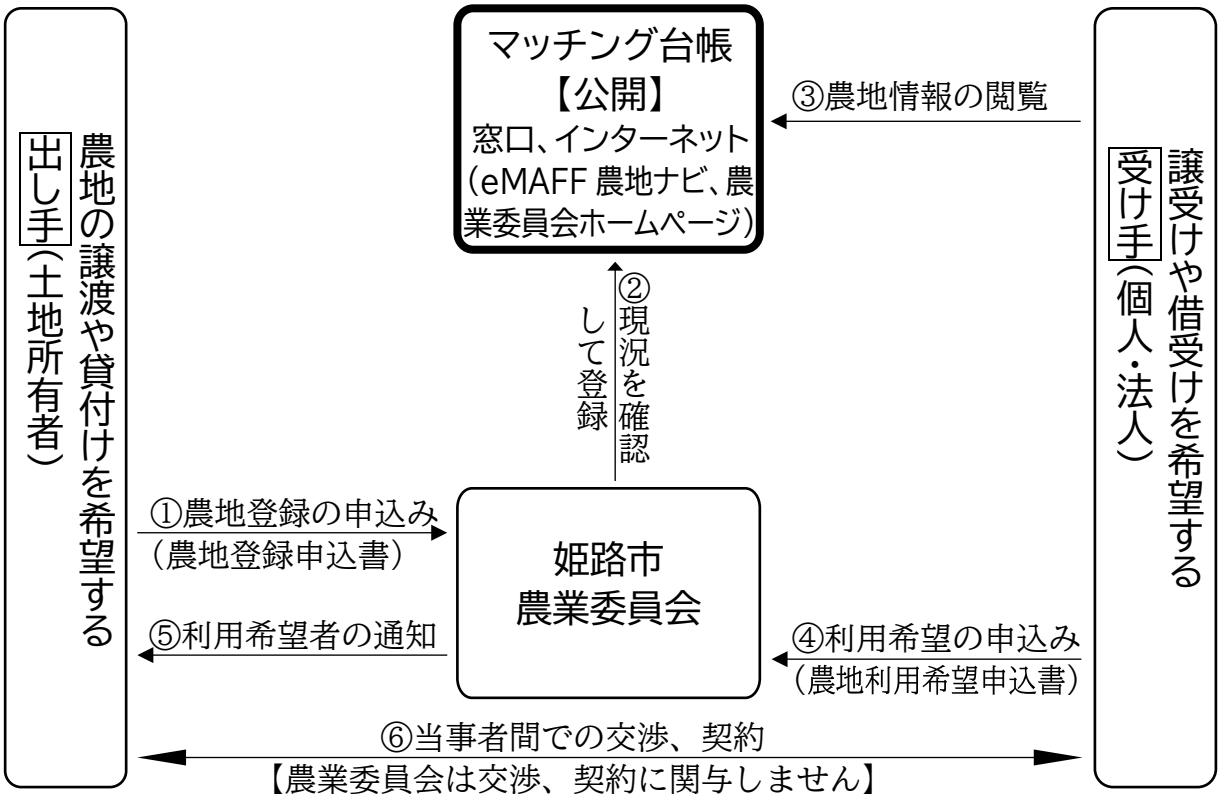
# 姫路市農業委員会　農地マッチング事業について

姫路市農業委員会では、所有者等の離農や規模縮小に伴う遊休農地の発生を防止し、市内の農地の効率的な利用及び集積・集約化を促進することを目的として、譲渡又は貸付けを希望する土地所有者(出し手)が登録した農地の情報を公開し、譲受け又は借受けを希望する者(受け手)とのマッチング事業を行っています。

＜農地マッチング事業の流れ＞




①土地所有者(出し手)は、農業委員会に農地登録申込書を提出します。
②農業委員会は、書類を確認し、現況を調査の上、問題がなければマッチング台帳に登録します。
③利用希望者(受け手)は、マッチング台帳を閲覧します。
④利用希望者(受け手)は、気に入った物件があれば、農地利用希望申込書を農業委員会に提出します。
⑤農業委員会は、利用希望者(受け手)からの農地利用希望を、登録した土地所有者(出し手)に通知します。
⑥土地所有者(出し手)は、売却、賃貸の条件等について利用希望者(受け手)と交渉します。当事者間の合意により契約します。

農業委員会は、登録された農地に関する情報提供や連絡調整のみを行います。農業委員会は、農地の売買、貸借に関する交渉及び契約には関与することはありません。ただし、農地の売買、賃貸借に必要な農地法第３条に基づく許可申請の事務手続きに関しては、お尋ねください。
不動産の取引では、法律、契約、登記、税金など多様な事項に的確に対応することが不可欠です。円滑な取引とトラブル回避のため、農地の売買・賃貸借には、専門的知識、技術がある行政書士や司法書士に媒介を依頼されることを推奨します。

〔お問合せ先〕　姫路市農業委員会　電話 079-221-2822
ホームページ　https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034057.html